

## デジタル実装計画策定支援事業 FAQ

令和6年4月4日時点

No	類型	分類	質問	回答
1	全類型 共通	申請について	一つの自治体が複数の類型に参加することは可能か。	全ての類型の中で、一つの類型のみ参加可能。例えば類型①を申請する自治体が類型③の構成団体に含まれることは認められない。
2	全類型 共通	申請について	本事業は令和7年度以降も予定されているか。	未定です。
3	全類型 共通	伴走支援について	委託事業者はどのような地域や業種の企業を想定しているか。	今後公募をかけるため現時点では未決定であるが、地域のデジタル実装に対する支援の実績等を有する事業者を想定している。
4	全類型 共通	伴走支援について	伴走支援の内容として、オンライン会議等を行う想定。また、オンラインのみではなく、現地での支援も数回程度行うことも想定しているか。	週次～隔週で30分～1時間程度のオンライン会議等を行う想定。また、オンラインのみではなく、現地での支援も数回程度行うことも想定している（委託事業者の旅費は国からの委託費を含む）。
5	全類型 共通	伴走支援について	委託事業者は、採択された類型・団体ごとに選定されるのか。	一つの委託事業者が、他類型を含めて採択された全団体への支援を行うことを想定している。
6	全類型 共通	伴走支援について	採択された後、事業中止となった場合のペナルティはあるか。	具体的なサービスを実装する事業ではなく伴走支援を行う事業のため、事業執行中に中止となるケースは想定しにくい。仮に中止となった場合のペナルティは想定していない。
7	全類型 共通	伴走支援について	本事業に採択されたこと自体が、デジ田交付金における加点要素となる可能性はあるか。	伴走支援に採択されたことを加点要素とすることは想定していない。ただし、伴走支援ではデジ田交付金の審査において高評価となる計画を策定することを目的としている。
8	全類型 共通	費用について	伴走支援を受けるにあたり、自治体の財政的な持ち出しは不要か。	委託事業者に対する自治体による財政的な持ち出しは発生しない。ただし、事業の実施に必要な自治体職員の活動費は自治体負担となる。
9	全類型 共通	審査について	2次審査の自治体側の対応者に制限はあるか。	申請書記載の責任者・担当者に面談を対応いただくことを想定している。各類型で対応者に求めるその他条件は質問 No.29、37 を参照すること。
10	類型 ①・③	申請について	過去、デジ田交付金に申請したが、不採択であったことは、応募要件にあるデジ田交付金を未採択であるという条件に当てはまるか。	デジ田交付金に採択された実績が1度もなければ対象となる。
11	1次公募のみ該当 類型①	申請について	募集期間中に、別途申請中のTYPE1の採択結果が出るかどうかかわからないが、本事業を希望する場合には、見切り発車的に申請しておくことになるのか。	TYPE1の事前相談で事務局よりコメントを返す中である程度の感触を持てると想定しているが、感触把握が難しい場合は見切り発車で申請いただくことも可能。仮にTYPE1に採択された場合には、本事業の対象外になる点をご了承いただきたい。
12	類型①	申請について	申請の段階で解決したい地域課題や導入したいシステム等を決めている場合は、本事業の対象外となるか。	具体的に導入したいシステムが決まっている場合は、伴走支援の必要性は低いため、TYPE1の申請等を通じたデジタル実装を検討していただきたい。ただし、具体的な課題に対する取り組みの優先度

No	類型	分類	質問	回答
				や、どのようなシステムが有効的かなどの支援を受けたいということであれば、申請いただいて問題ない。
13	類型①	申請について	地域の課題の洗い出しなど、事前にとどの程度の準備が必要か。	伴走支援において改めて課題の整理を行う想定であるため、申請時点では可能な範囲で記載いただければ問題ない。
14	類型①	申請について	協力体制を築ける民間事業者や人物が地域内にいない場合はどうしたらよいか。	デジタル関連事業者以外でも協力が望ましい事業者や人材と、可能な範囲で協力体制を築くことを記載いただきたい。課題に沿って巻き込む想定の対象者を記載いただければ、必ずしもデジタル関連事業者でなくとも問題ない。
15	類型①	申請について	都道府県は、これまでの各 TYPE の申請とは違い、管内市区町村の申請取りまとめや一括の提出は不要か。	市区町村から直接質問や申請いただいて問題ないため、取りまとめ等は不要。他方で、今回の申請において類型②を申請予定の都道府県の管内市町村の場合、類型①の申請にあたっては、市町村と都道府県で調整のうえ提出することが望ましい。
16	類型①	申請について	過去に類型②で伴走支援を受けている都道府県の管内市町村の場合、やむを得ない事情がある場合に限り、類型①で提出することを妨げないとするが、やむを得ない事情とは具体的にどういったものを指すか。	具体的には、県内市町村において支援を求める自治体が多く、県の人員不足などの理由で県からの伴走支援が受けられない場合等が挙げられる。
17	類型①	伴走支援について	支援内容としては、相談・助言だけでなく、ニーズ調査やヒアリング等の支援もしていただけるのか。また、実装に向けた計画とは、どのようなものを想定しているか。	必要に応じて委託事業者が支援する。ただし、あくまで事業の実施主体は地方公共団体であるところ、作業を委託事業者が代行するものではないことを理解したうえで、申請いただきたい。また、実装に向けた計画は、TYPE 1 実施計画書がイメージに近い。なお、自治体における DX 推進総合計画等の全体計画に関する策定支援は本事業の対象外であるため、留意いただきたい。
18	類型①	伴走支援について	TYPE1 の加点要素（地域間連携やスタートアップ等）を考慮した支援をしていただけるのか。	TYPE1 の申請そのものではなく、申請に向けて地域の課題整理、住民のニーズ把握等をし、どのような進め方が適切かを整理した上で、具体的な申請に繋げていくものである。結果的に、委託事業者より加点要素に繋がるアドバイスを受けることもあるが、それを前提とした支援をするものではない。
19	類型①	審査について	申請書に本事業を円滑に進めるための協力体制とあるが、地域内の協力体制を得ず、市区町村単独で進めたい場合、採択の可能性は下がるか。	地域内での協力体制なしでの事業遂行は難しいことが想定されるため、構築の在り方を含め、委託事業者が支援することになる。そのため、単独で進めたい意向をお持ちの場合は採択の可能性が下がる。
20	類型②	申請について	地元デジタル関連事業者の定義如何。	本店・支店にかかわらず、申請団体の都道府県域内に拠点を置き、地域内のデジタル実装推進に向けたノウハウや熱意、体制等を持つ事業者を指す。
21	類型②	申請について	地元デジタル関連事業者とは、公益社団法人等も含まれるか。また、地元デジタル関連企業が複数参加する任意団体（協議会等）との連携による申請も可能か。	公益社団法人や協議会等の役割次第である。申請書に具体的に記載いただき、役割次第では対象となり得る。

No	類型	分類	質問	回答
22	類型②	申請について	地元デジタル関連事業者との連携の形式に制限はあるか（契約や協定、会議体等）。	特段の制限は設けない。
23	類型②	申請について	「地元デジタル関連事業者との連携」に含まれる具体的な内容はどのようなものを想定されているか。	類型②は都道府県と地元デジタル関連事業者が連携して、デジタル実装が遅れている管内市区町村を支援するものである。そのため市区町村の選定から、実際の伴走に必要な支援全般を想定している。
24	類型②	申請について	伴走支援を行う予定の市区町村が申請時に既に決まっているが、問題ないか。	問題ない。申請書に支援を行う予定の市町村名を記載いただきたい。
25	類型②	伴走支援について	管内に応募要件を満たす市区町村が10団体以上あるが、そのすべてに支援をいただくことも可能か。	限られた伴走支援期間の中で全ての市区町村を丁寧に支援することは難しいため、ある程度の絞り込みを想定している。
26	類型②	伴走支援について	啓発活動とはどういった活動を想定されているか。	市区町村に対し、デジタル実装の必要性を理解していただくための活動を想定している。具体的にはデジタル実装の効果や必要性を伝える説明会の開催、相談対応等を想定している。
27	類型②	費用について	連携する地元デジタル関連事業者には無償で事業に取り組んでもらうのか。	地元デジタル関連事業者の費用（啓発活動の際の会場費等を含む）については、上限を定めて国の委託事業者を経由して支援する想定である。
28	類型②	費用について	地元デジタル関連事業者への費用等に対する予算は1団体あたりどの程度確保されているか。	地元デジタル関連事業者によるサポートに係る業務内容や時間等を踏まえ、内閣府・委託事業者と調整のうえ、最終的な活動費を決定する想定。なお、令和5年度の事業においては、地元デジタル関連事業者ごと（協議会は1団体とみなす）に約300万円を上限に費用を確保した。
29	類型②	審査について	2次審査では、地元デジタル関連事業者も参加する必要があるのか。	2次審査では原則、地元デジタル関連事業者にも参加いただくこととしている。
30	類型③	申請について	TYPE2/3への申請をめざすこととされているが、既にTYPE2/3に採択されている場合でも、広域で取り組む団体がデジタル実装に取り組んだことのない団体であれば申請可能か。	広域連携の構成団体にデジ田交付金等の未活用団体が1団体以上含まれていれば、申請可能。
31	類型③	申請について	広域連携における構成団体の役割は、どの程度具体的にしておく必要があるか。	申請段階で詳細に役割が決定していない場合でも問題ない。ただし、早期に事業を開始し、計画策定期間を確保いただく上では、可能な限り役割を事前に整理いただくことが望ましい。
32	類型③	申請について	事業の推進にあたり、市町村やITベンダー等の庁内外の関係者との調整等を支援するデジタル関連事業者の定義如何。	広域連携事業全体を俯瞰しながら、関係者の調整やプロジェクトを推進するノウハウ、体制、熱意などを有するデジタル関連企業を指す。なお、地域の実情をよく把握している等の観点から、まずは地元を拠点と置く事業者から連携を模索していただきたい（※地域外の事業者を選定することを妨げるものではない。）。
33	類型③	申請について	庁内外の関係者との調整等を支援するデジタル関連事業者は申請時点で必須か。	調整中でも可とするが、事業を早期に立ち上げていくために、事前に調整していただくことが望ましい。

No	類型	分類	質問	回答
34	類型③	申請について	参加する構成団体は申請時に調整中でもよいか。また、採択後の変更は可能か。	参加する構成団体は申請時に調整中でも問題ない。また、採択後について、小規模な変更は認めるが、改めて推進体制を確認する必要があるため個別に相談していただきたい。
35	類型③	伴走支援について	広域連携における構成団体数の上限はあるか。	上限を設定しているわけではないが、団体数が多数に及ぶと、全団体の調整を図りながら丁寧に支援することは難しいため、ある程度絞り込んでいただくことが必要。
36	類型③	費用について	庁内外の関係者との調整等を支援するデジタル関連事業者の活動経費は誰が負担するのか。	国の委託事業者を経由し、上限を定めて費用を支援する想定である。具体的には、サポートに係る業務内容や時間等を踏まえ、内閣府・委託事業者と調整のうえ、最終的な活動費を決定する想定。
37	類型③	審査について	2次審査では、広域連携を構成する全ての自治体が参加する必要があるのか。	2次審査では原則、全ての自治体に参加いただくこととしている。
(12月19日追加分)				
38	全類型 共通	申請について	令和5年度補正デジ田交付金事業のデジタル実装タイプ TYPE1 の採択結果の公表時期はいつ頃か。	令和6年3月中旬頃を予定している。
39	全類型 共通	申請について	どの部署が本事業の申請を行うべきか。	申請部署の指定はないが、自治体の中でデジタル実装の取りまとめや庁内外の関係者とのコーディネートが可能な部署が望ましい。また、申請部署が伴走支援を行う委託事業者とやり取りを担うことを想定している。
40	全類型 共通	申請について	実施体制について、申請書の記入例にある各種機関や有識者に心当たりがないが、事業者のみの記載でもよいか。	類型②については、申請時点で地元デジタル関連事業者の記載が必須であり、その他の事業者、有識者、各種機関については記載がある方が望ましい。 類型①・③については、伴走支援を通じて連携先となる事業者、有識者、各種機関を検討することもあり得るため、申請時点で確定済みの連携先の記載を求めるものではないが、少なくとも体制構築状況（例えば、連携先の候補）の記載を求め、当該状況を踏まえて審査を実施する。
41	全類型 共通	申請について	自治体窓口業務の改革全般に本事業を利用可能か。	利用可能である。ただし、自治体職員の業務効率化が主目的であり、地域住民に裨益する事業は対象外である。住民向けサービスの質の向上など、地域住民に裨益するサービス実装を主目的とした内容であることが求められる。
42	全類型 共通	申請について	特別区は申請可能か。	申請可能。
43	全類型 共通	伴走支援について	課題分析ワークシートの様式や、ワークシートを活用した分析方法の説明書等について、採択団体以外の自治体等への公開はあるか。	課題分析ワークシートは伴走支援で使用するツールであり、基本的には採択された自治体が活用することを想定しているため、本事業への申請を前向きに検討いただきたい。なお、デジ田への申請に向けた各種ガイドライン等については、内閣官房・内閣府地方創生サイトに掲載をしているので、適宜活用いただきたい。



No	類型	分類	質問	回答
44	全類型 共通	費用について	伴走支援を受けるにあたり、自治体の財政的な持ち出しは不要か。自治体側で必要な経費負担（予算措置）はどいったものが考えられるか。	委託事業者に対する自治体による財政的な持ち出しは発生しない。ただし、事業の実施に必要な自治体職員の人件費や活動費は自治体負担となる。
45	類型①	申請について	過去に地域間連携事業の構成団体として採択を受けている団体（単独事業は採択なし）は応募要件である「未採択団体」には該当せず、本支援の対象とはならないのか。	主たる申請者でなく地域間連携事業の構成団体として採択を受けている団体も、デジ田交付金を利用してデジタル実装がなされている団体として支援対象外となる。ただし、類型③の場合には実装済みの団体が含まれることも許容している。
46	類型②	伴走支援について	過年度に本事業を実施した県において、支援先となる市町村の選定はどのようにしたか。	県内において特定の地域で隣接して未採択自治体が固まっているエリアを対象に検討いただいた例もあるため、参考にさせていただきたい。
47	類型③	申請について	仮に本事業に採択された場合、デジタル実装タイプのように、伴走支援を受ける年度内にデジタル実装が必要という条件はないか。	伴走支援を受ける年度内にデジタル実装が完了することが必要という条件はない。デジタル実装タイプの場合、採択されれば実装年度においてデジタル実装を完了する必要があるが、本事業はデジ田交付金等の申請に資する実装計画の策定を行う事業である。